

船員保險特別會計

○ 船員保険特別会計

(船員保険特別会計法 — 昭22. 12. 24 法236、船員保険特別会計法施行令 — 昭23. 1. 15 政13)

この会計は、「船員保険法」(昭14法73)等に基づき、被保険者等に対する療養給付、失業給付、年金給付など、総合保険として船員保険事業の実施に関する経理を行うため、「船員保険特別会計法」に基づいて設置されたものであり、勘定区分はなく(項)によって区分されている。

船員保険特別会計のしくみ

